

## 第1節 組織動員体制

本町は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

### 第1 組織体制

#### 1 災害警戒本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害警戒本部を設置する。

##### (1) 設置基準

- ア 本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）で震度4の地震が発生したとき
- イ 小規模な災害が発生したとき
- ウ 東海地震にかかる警戒宣言が発せられたことを認知したとき
- エ その他町長が必要と認めたとき

##### (2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ 災害対策本部を設置したとき
- ウ その他災害警戒本部長が認めたとき

##### (3) 組織

- 本部長：町長
- 副本部長：教育長、公室長、事業部長
- 本部員：部長級の職員

##### (4) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 職員の配備体制に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

##### (5) 本部長の代理

町長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、教育長、公室長、事業部長の順とする。

##### (6) 本部等の設置場所

本部は、忠岡町役場5階特別会議室に置く。

#### 2 災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

##### (1) 設置基準

- ア 本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）で震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ 中規模又は大規模な災害が発生し、又は発生する恐れが確実なとき
- ウ その他町長が必要と認めたとき

##### (2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき
- イ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 組織

- 本部長 : 町長
- 副本部長: 教育長、公室長、事業部長
- 本部員 : 部長級の職員

(4) 所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関する事
- イ 職員の配備に関する事
- ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関する事
- エ 災害救助法の適用に関する事
- オ 災害予防及び災害応急対策に関する事
- カ 大阪府現地災害対策本部との連携に関する事
- キ その他災害に関する重要な事項の決定に関する事

(5) 本部長の代理

町長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、教育長、公室長、事業部長の順とする。

(6) 設置又は廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、知事及び次の関係機関に連絡する。

- ア 大阪府総務部危機管理室
- イ 泉大津警察署
- ウ 泉大津市医師会
- エ 近畿農政局大阪農政事務所
- オ 岸和田海上保安署
- カ 大阪府泉北地域防災推進室
- キ 大阪府鳳土木事務所
- ク 大阪府港湾局
- ケ 大阪府和泉保健所
- コ 西日本電信電話(株)大阪支店
- サ 関西電力(株)岸和田営業所
- シ 南海電気鉄道(株)泉大津駅
- ス 西日本旅客鉄道(株)和泉府中駅
- セ 大阪ガス(株)導管事業部南部導管部

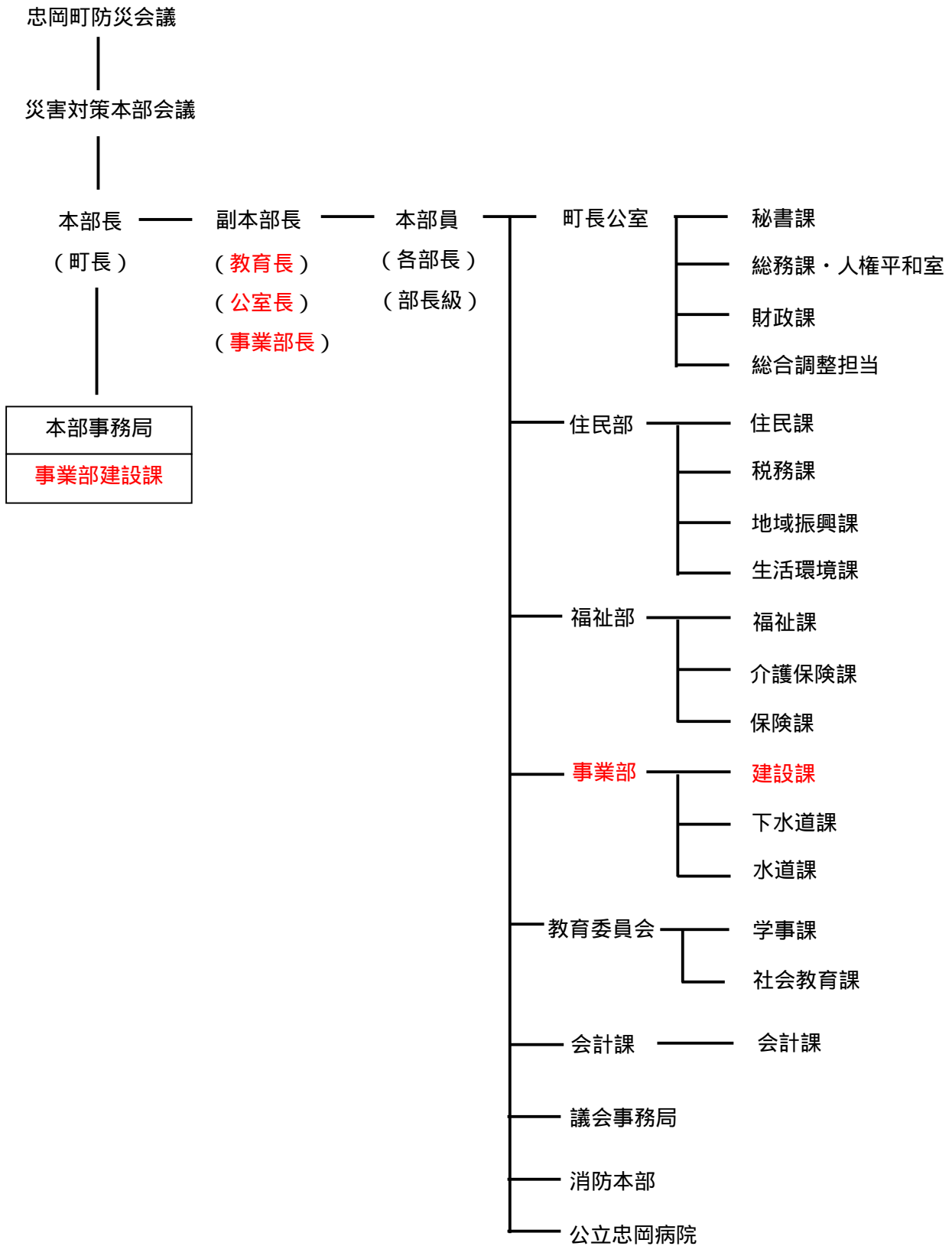
(7) 本部等の設置場所

本部は、忠岡町役場5階特別会議室に置く。

(8) 本部の組織及び事務分担

本部の組織及び事務分担は次のとおりである。

## 忠岡町災害対策本部組織



忠岡町災害対策本部事務分掌

部 名 (責任者)	課名	事 務 分 掌
町長公室 (町長公室長)	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般見舞者の受付に関する事。</li> <li>2. 本部長等の被災地視察及び慰問に関する事。</li> <li>3. 職員の動員及び調整に関する事。</li> <li>4. 職員の輸送計画、給食、給水に関する事。</li> <li>5. 職員の救護、手当に関する事。</li> <li>6. 職員及び家族の被災状況の把握及び現況把握に関する事。</li> <li>7. 専門ボランティアの受け入れ及び配置に関する事。</li> <li>8. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	総務課 人権平和室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物品購入等契約に関する事。</li> <li>2. 物資の調達、管理及び配備に関する事。</li> <li>3. 車両の集中管理に関する事。</li> <li>4. 町有財産の被害状況調査の総括に関する事。</li> <li>5. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に関する予算措置に関する事。</li> <li>2. 町の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事。</li> <li>3. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	総合調整担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報公聴活動に関する事。</li> <li>2. 災害状況の記録写真に関する事。</li> <li>3. 報道関係との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 災害時の協力団体（自主防災組織等）との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
住民部 (住民部長)	住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食料の確保及び配分に関する事。</li> <li>2. 主食販売業者との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 被災者等の炊き出しに関する事。</li> <li>4. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人的被害及び家屋被害状況調査に関する事。</li> <li>2. 被災者に対する町税の減免等の決定及び救助のため被害程度の決定に関する調査に関する事。</li> <li>3. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防疫用薬品及び衛生資機材等の確保に関する事。</li> <li>2. 感染症の予防及び防疫に関する事。</li> <li>3. 感染症患者の収容に関する事。</li> <li>4. じん芥及びし尿の応急処理に関する事。</li> <li>5. 身元不明の遺体の処置及びに遺体安置所の設置に関する事。</li> <li>6. 遺体の収容に関する事。</li> <li>7. 公害対策に関する事。</li> <li>8. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。</li> <li>9. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課所管避難所の開設及び収容に関する事。</li> <li>2. 課所管避難所の収容者に対する食料及び物資の支給に関する事。</li> <li>3. 本部への避難状況の速報に関する事。</li> <li>4. 農協、漁協、商工会、水利組合等との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 農地、農業用施設及び農作物の被害状況調査に関する事。</li> <li>6. 水産業被害状況調査に関する事。</li> <li>7. 商工業関係の被害状況調査に関する事。</li> <li>8. 商工業者の復旧資金の融資斡旋に関する事。</li> <li>9. 課所管施設の被害状況の調査及び復旧計画に関する事。</li> <li>10. 他課への応援に関する事。</li> </ol>

福祉部 (福祉部長)	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課所管避難所の開設及び収容に関する事。</li> <li>2. 課所管避難所の収容者に対する食料及び物資の支給に関する事。</li> <li>3. 本部への避難状況の速報に関する事。</li> <li>4. 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 保健所及び日赤奉仕団等への連絡調整に関する事。</li> <li>6. 災害応急物資、救援物資等の調達配給に関する事。</li> <li>7. 疾病、負傷者など調査及び収容に関する事。</li> <li>8. 義援金品、見舞金品等の受付に関する事。</li> <li>9. 生活保護世帯の被災者状況調査に関する事。</li> <li>10. 災害見舞金等の支給に関する事。</li> <li>11. 生活物資の調達及び配給計画に関する事。</li> <li>12. 保育所の閉鎖等の措置、園児の避難等安全確保及び応急保育に関する事。</li> <li>13. 課所管施設の被害状況調査及び復旧計画に関する事。</li> <li>14. 社会福祉施設等被害状況調査に関する事。</li> <li>15. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
事業部 (事業部長)	建設課 (本部事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部会議に関する事。</li> <li>2. 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 気象並びに災害情報の収集及び報告に関する事。</li> <li>4. 防災関係機関との連絡、調整及び各種報告に関する事。</li> <li>5. 災害救助法に関する事。</li> <li>6. 自衛隊の派遣（撤収）要請に関する事。</li> <li>7. 災害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事。</li> <li>8. 罹災証明書の発行に関する事。</li> <li>9. 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>11. 建設関係資機材の調達に関する事。</li> <li>12. 町内危険箇所及び災害発生予想地域の巡回及び応急処理に関する事。</li> <li>13. 公共建物、設備などの具体的被害調査及び応急復旧計画に関する事。</li> <li>14. 被災者の応急仮設住宅建設に関する事。</li> <li>15. 町営住宅の災害復旧対策に関する事。</li> <li>16. ため池の警戒に関する事。</li> <li>17. 公共土木施設被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>18. 道路等の障害物の除去に関する事。</li> <li>19. 通行制限に関する事。</li> <li>20. 泉州水防事務組合との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の被害状況調査及び復旧計画に関する事。</li> <li>2. 浄水場施設の緊急措置及び事故対策に関する事。</li> <li>3. 水質管理に関する事。</li> <li>4. 水道関係資機材の調達に関する事。</li> <li>5. 断水時における広報活動に関する事。</li> <li>6. 飲料水の確保及び供給に関する事。</li> <li>7. 町給水工事公認業者への応援協力要請に関する事。</li> <li>8. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共下水道及び都市下水路の災害復旧等に関する事。</li> <li>2. 他課への応援に関する事。</li> </ol>
教育委員会 (教育次長)	学事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課所管避難所の開設及び収容に関する事。</li> <li>2. 課所管避難所の収容者に対する食料及び物資の支給に関する事。</li> <li>3. 本部への避難状況の速報に関する事。</li> <li>4. 学校、幼稚園等との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 園児及び児童の避難等安全確保に関する事。</li> <li>6. 課所管施設の被害状況調査及び復旧計画に関する事。</li> <li>7. 小中学校の児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事。</li> <li>8. 応急教育に関する事。</li> <li>9. 他課への応援に関する事。</li> </ol>

	社会教育課	1.課所管施設の被害状況調査及び復旧計画に関すること。 2.他課への応援に関すること。
会計課	会計課	1.災害関係費の収入及び支出の審査並びに決算に関すること。 2.他課への応援に関すること。
消防本部 (消防長)	消防署	1.消防団との連絡調整に関すること。 2.消火活動に関すること。 3.消防機関への応援要請に関すること。 4.被災者の救出、行方不明者の捜索に関すること。 5.救急業務に関すること。 6.情報収集に関すること。 7.被害調査に関すること。 8.必要資機材の調達及び点検整備に関すること。 9.医療機関との連絡調整に関すること。
公立忠岡病院 (事務局長)	事務局	1.医療計画並びに行動隊の動員計画に関すること。 2.収容所に救護収容された傷病者の応急治療及び救護に関すること。 3.各地区現地における傷病者の応急治療及び救護に関すること。 4.収容所及び各地区現地に対する医療品並びに診療材料など補給に関する こと。 5.傷病患者の救急輸送に関すること。
議会事務局 (事務局長)	事務局	1.町議会議員への連絡に関すること。 2.他課への応援に関すること。

(注) 上記の事務分掌は原則的なもので、災害の規模、形態等状況の変化により、各対策部相互に応援を行い、円滑な災害対策活動を図るものとする。

## 第2 動員配備体制

### 1 配備指令

町長は、災害の規模、種類等を検討し、必要な防災体制をとるため、次の区分の配備を指令する。

ただし、町長の指示がない場合でも、状況に応じて防災担当部長において、その配備を決定することができる。この場合、防災担当部長は、直ちに町長に報告しなければならない。

また、以下の配備区分にかかわらず、災害状況に応じ、必要な職員を指名動員することができる。

#### (1) A号配備

##### ア 配備時期

本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において震度4の地震が発生したとき

小規模の災害が発生したとき

東海地震にかかる警戒宣言が発せられたことを認知したとき

その他町長が必要と認めたとき

##### イ 配備体制

災害警戒本部の設置

通信情報活動、物資・資機材の点検・整備、小規模の災害応急対策を実施する体制（概ね40人程度）

#### (2) B号配備

##### ア 配備時期

中規模の災害が発生したとき

その他町長が必要と認めたとき

##### イ 配備体制

災害対策本部の設置

中規模の災害応急対策を実施する体制（概ね70人程度）

#### (3) C号配備

##### ア 配備時期

本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において震度5弱以上の地震が発生したとき

大規模な災害が発生したとき

その他町長が必要と認めたとき

##### イ 配備体制

災害対策本部の設置

町の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制（全員）

## 2 動員方法

### (1) 配備計画

各部長は、部内を調整のうえ、必要な人員を確保し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(2) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、本部長の指示により、配備体制を整え、各部長は、職員を指揮して速やかに実動体制を確立するものとする。

(3) 非常召集の伝達

勤務時間外における召集の伝達は、各部長が予め決定してある連絡系統に基づき、電話等により行うものとする。

また、職員は、テレビ、ラジオ等で本町域または隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において、震度5弱以上の地震が発生したときは、自ら所定の勤務場所に出勤するものとする。

ただし、所定の勤務場所に出勤できない場合は、最寄りの出先機関又は避難所に参集し、災害対策活動に従事するものとする。